

答 申 書  
( 答 申 第 225 号 )  
平成 29 年 1 月 16 日

---

**1 審査会の結論**

北海道公安委員会が審査請求人に係る放置違反についての証拠となる関係資料を不存在としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

省略

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、「〇〇〇〇所有に係る、放置違反とされる第〇〇〇〇号についての証拠となる関係資料のすべて」に係る審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報を記載した公文書は作成しておらず、現に管理していないことを理由として、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、個人情報不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分の撤回を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関では警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 38 条の規定により北海道警察を管理し、また、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）は同法第 47 条の規定により実施機関を補佐している。

「補佐」とは、実施機関の事務処理を助けることをいい、法律等の規定に基づき実施機関の権限に属された事務処理を警察本部が行っており、文書の作成、取得、管理等を行っている。

本件開示請求に係る事務については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 4 項の規定により実施機関が行うこととされている。

しかし、その事務処理については、「北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成 10 年北海道公安委員会規程第 2 号）」に基づき、警察本部長が行っており、当該事務に関して作成し、又は取得した文書については警察本部長が管理しているものである。

イ 当審査会としては、本件処分に係る放置違反の証拠となる関係資料のすべてについては、警察本部長が管理しているものであって、実施機関では作成・取得しておらず、管理もしていないとする説明は、各関係法規に基づき事務処理されているものであり、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件個人情報を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は放置違反金納付命令の中に事実を証明する資料が添付されておらず、証明資料もなく命令を出すのは不合理である旨主張する。

しかしながら、上記の主張については条例の解釈運用を左右するものではないと考えられることから、採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年8月3日	○ 諮問書の受理（諮問番号527） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③補正命令書の写し、④審査請求補正書の写し、⑤個人情報開示請求書の写し、⑥個人情報不存在通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し）の提出
平成28年8月16日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成28年10月3日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年11月11日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年1月10日 （第87回全体会）	○ 答申案審議
平成29年1月16日	○ 答申